

◎新潟県公安委員会告示第52号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更した旨の届出があった。

令和6年5月10日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

運転免許取得者等教育を行う者の名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社佐渡自動車学校	佐渡自動車学校	中野 洸	中野 貴司	令和6年3月9日